

北農振第67号
令和7年12月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京都市長

市町村名 (市町村コード)	京都市 (26100)
地域名 (地域内農業集落名)	北部地域 (【北区】上賀茂、大宮【上京区、中京区】朱雀野【左京区】修学院、下鴨、松ヶ崎、岩倉、大原、市原野【右京区】花園、太秦、嵯峨、嵯峨北部、梅津、西京極)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月9日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題 (※)

○別紙参照

【地域の基礎的データ】

農家戸数：1, 927戸

主な作物：水稻、すぐき、賀茂なす、トマト、軟弱野菜、花菜、堀川ごぼう、聖護院だいこん、聖護院かぶ、しそ、ねぎ、花き、みょうが（京の花街みょうがを含む）、九条ねぎ、キャベツ、種苗、こまつな、ゆず、おみなえし、そば、ほおづき、畠菜、なす、ほうれんそう、ずいき、とうがらし、京ラフラン、みずき菜、京の黄真珠、いちご

(2) 地域における農業の将来の在り方 (※)

○別紙参照

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	770 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	770 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 (※)
・高齢化等により管理が困難となった農地については、規模拡大や農地集積を図りたい地元の担い手農家等による利用を促進する。 ・集落内で維持が困難な場合には、既に行われている農業経営に支障を及ぼさないことを前提に、他集落の余力がある担い手（法人含む）や新規就農者を受け入れる。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 (※)
・市街化調整区域では、農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。 ・市街化区域については、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用し、担い手農家への貸付を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 (※)
・農業用ポンプ等かん排水施設の維持管理を徹底する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、農業委員会、府、農協と連携して、認定農業者や新規就農者など、地域内外から新たな担い手となる経営体を募集し、農地の斡旋や技術的指導等の支援体制の構築など、相談から定着までの切れ目ない取り組みを展開する。 ・親元就農者をはじめ、定年就農者、Uターン就農者などの新規就農者について、中心的な担い手となるよう地元で支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農協の委託事業（耕運作業など）の活用も検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカ・イノシシ等鳥獣害対策として電気柵や金網柵等で対策しているが、老朽化が激しくなってきているため、適切な補助事業を活用しながら、更新を含む撤去及び設置に取り組んでいく。
- ②減農薬と減肥料を中心に各種交付金を活用しながら取り組んでいく。
- ③地域農業の存続（営農継続）に当たっては、限られた人材で効率的な農業を目指すことが重要であることから、補助金等の支援制度の活用を見据えたスマート農業の実践を検討していく。
- ④水稻作に活用される見込みがない農地については、農地の利用状況を考慮しつつ、畠地化を推奨していく。
- ⑤農地の高収益化を図る観点から、果樹栽培を振興する。
- ⑥多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。
- ⑦担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

注：本様式における数値は「京都市農林統計資料」から引用

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題 (※)

上賀茂	<ul style="list-style-type: none"> ・振売が減少している。 ・振売ができない農家は、大消費地のメリットを生かして、スーパーや生協等を開拓して販売している。 ・振売による少量多品目の栽培から、若い農業後継者は品目をトマト、きゅうり等にしぶり、耐候性ハウスで栽培している。 ・相続税対策のため、家や農地を売らざるをえない場合があり、必然的に農地が減少している。
大宮	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に配慮した都市農業を推進する。 ・都市農業の維持に努める。
朱雀野	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に配慮した都市農業を推進する。 ・都市農業の維持に努める。
修学院	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス等の施設栽培により、周年、多品種の販売を目指す。
下鴨、松ヶ崎	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化及び後継者不足により、農地の宅地化が進んでいる。
岩倉	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者不足により、遊休農地が増加傾向にある。
大原	<ul style="list-style-type: none"> ・山沿いの田畠は獣害被害がひどく、作付できない状況が続いている。 ・過疎高齢化、後継者不足により、田園風景の広がる地域の景観維持が困難になりつつある。 ・新規就農者の借入農地が見つからない現状がある。
市原野	<ul style="list-style-type: none"> ・親の後継でやっている者が多いが、今後は農業者の高齢化による後継者不足が懸念される。 ・地域における担い手がいるが十分ではない。 ・農作物の獣害が多く、引き続き獣害対策を行う。
花園	<ul style="list-style-type: none"> ・造園業がさかんな地域の特性を活かし、苗木生産を維持していく。 ・すでにある顧客を維持し、品質の良い苗木を販売していく。
太秦	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の育成・確保に努める。 ・収益性向上を目指す。
嵯峨	<ul style="list-style-type: none"> ・古都保存地区での収益確保に努める。 ・鳥獣被害の問題がある。 ・農風景の維持に努める。
嵯峨北部 (越畑)	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた担い手で背負う草刈業務の負担が大きい現状がある。 ・農業者の高齢化により後継者が不足している。 ・鳥獣被害と耕作放棄地問題がある。
嵯峨北部 (檍原、水尾)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化により後継者が不足している。 ・鳥獣被害と耕作放棄地問題がある。 ・農道・水路の維持管理に努める。
梅津	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス等の施設栽培により、周年、多品種の販売を目指す。
西京極	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化及び後継者不足により、農地の宅地化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方 (※)

上賀茂	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーL資金を活用した農業機械の導入により、作業の省力化と低コスト化を実現する。 ・上賀茂特産野菜研究会や上賀茂養液栽培研究会などの生産者組織では、引き続き生産技術の研鑽や販売促進、情報交換などを行っていく。
大宮	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値の高い地域特産物の生産により地産地消を推進 ・中心的な担い手の育成に努める。 ・都市農業の利点を生かした販路拡大、施設化の推進、周辺地域の農地利用
朱雀野	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値の高い地域特産物の生産による地産地消の推進及び中心的担い手の育成に努める。 ・地域の住民や行事と密着した都市農業の振興を図る。 ・後継者の新規就農を促す。 ・都市農業の多面的機能も含めた子供たちの農業教育や食育システムの充実による若
修学院	<ul style="list-style-type: none"> ・少量多品目栽培を活かし、引き続き直売所や個人の経営販売を行う。
下鴨、松ヶ崎	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値の高い地域特産物の生産による地産地消の推進及び中心的担い手の育成に努める。
岩倉	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地貸借円滑化法による貸借及び貸農園開設を推進する。
大原	<ul style="list-style-type: none"> ・就農者からの紹介や地元農家からの斡旋で、新規就農の促進を継続する。 ・親元就農者をはじめ、定年就農者、Uターン就農者等の新規就農者について、中心的な担い手となるよう支援する。 ・直売所の支援等、販売組織の拡充を図る。
市原野	<ul style="list-style-type: none"> ・みょうが、山椒、とうもろこし、枝豆といった地域特産物づくり及びそれらの地産地消を推進する。 ・既に行われている農業経営に支障を及ぼさないことを前提に、規模拡大や農地集積を図りたい担い手による利用を推進し、必要に応じて他地域の担い手や新規就農者の受け入れを行う。 ・売り先の工夫で付加価値をつける。
花園	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を衰退させないように努める。
太秦	<p><太秦ブランドの創造と農業振興を図る。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農促進、後継者育成 →後継者の新規就農を促す。 ・6次産業化 →地域特産物の加工及び商品化並びに必要な施設の設置を検討する。 ・経営の複合化 →露地から施設への複合化を進め、経営の安定化を図る。 ・他集落との連携 →耕作放棄地を借受け、遊休農地の解消及び経営面積の拡大を図る。 ・その他 →太秦ブランドの野菜や特産品を創造する。

嵯峨	<ul style="list-style-type: none"> ・他集落との連携 →他集落の認定農家との連携による遊休農地解消の可能性を模索する。 ・経営の複合化 →露地から施設等への複合化を進め、経営の安定化を図る。 ・六次産業化 →地域特産物等の加工及び商品化並びに必要な施設の設置を検討する。 ・その他 →集落ぐるみの鳥獣被害対策を実施する。
嵯峨北部 (越畠)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手として新規就農者や移住者を受け入れを行う。 ・地域の農業と棚田の維持に努める。 ・都市農村交流施設（まつばら）を活用した地域のPRと所得向上を目指す。
嵯峨北部 (檍原、水尾)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手として新規就農者や移住者の受け入れを行う。 ・地域の農業と棚田の維持に努める。
梅津	<ul style="list-style-type: none"> ・少量多品目栽培を活かし、引き続き直売所や個人の経営販売を行う。
西京極	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業として地域に密着した農業生産を展開する。